

平成27年度国土技術政策総合研究所コンプライアンス報告書

平成28年7月
国土技術政策総合研究所

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>1. 平成27年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>(1)職員等の意識改革</p> <p>①職員研修におけるコンプライアンス講義の実施 所内研修における機会を活用して、コンプライアンスに係る講義項目(内容)等をカリキュラムに加えた研修計画を策定し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図る。 また、部外研究員へのコンプライアンス意識向上の取組みについては、従来から部外研究員の受入れ条件として任期中に知り得た情報の漏洩禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組みを実施する。</p> <p>i)各課室で定期的に行っているコンプライアンスミーティングにおいて、部外研究員も原則参加し、職員とともにコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>ii) 年度末の修了式の際に、任期中に知り得た情報は漏らしてはならない等のコンプライアンス意識について徹底を図る。</p>	<p>●コンプライアンスに関する意識を高めるため、平成27年度の国土技術政策総合研究所主催研修のカリキュラムに「コンプライアンス」に関する講義を設け、以下の研修を計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者研修(7月29日実施) <p>●部外研究員に対する取組について、計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究部単位で定期的に行っているコンプライアンス・ミーティングに部外研究員も原則参加するようにし、コンプライアンス意識の向上を図った。 <p>・3月末の部外研究員の修了式において、任期中に知り得た情報は漏らしてはならない等のコンプライアンス意識について徹底を図った。(31日実施つくば庁舎・30日実施横須賀庁舎)</p>	<p>平成27年度に計画した所内研修において、コンプライアンスに係るカリキュラムを設けた研修を計画どおり実施した。 また、部外研究員に対するコンプライアンス意識の向上についても、計画どおり実施した。</p>
<p>②コンプライアンス講習会の開催</p> <p>職員に対し、発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めるため、下記講習会を開催する。</p> <p>i) 外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会を開催する。(独占禁止法、官製談合防止法、コンプライアンス等予定)</p> <p>ii) 国家公務員法、倫理規程及び発注者綱紀保持規程等に関する関係法令の遵守等、所内担当職員によるコンプライアンス講習会を開催する。</p>	<p>●コンプライアンスに関する意識を高めるため職員及び外部講師による講習会を計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家(弁護士)による講習会 11月10日実施(つくば庁舎)、11月16日実施(横須賀庁舎) ・所内コンプライアンス講習会 2月3日、9日実施(つくば庁舎)、1月26日実施(横須賀庁舎) 	<p>各種講習会で発注者綱紀保持のルール徹底を計画どおり実施した。 また、外部専門家により、研究機関としてのコンプライアンスに関する講習会を計画どおり実施した。</p>
<p>③コンプライアンス・ミーティングの実施</p> <p>幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。</p>	<p>●幹部会議において定期的にコンプライアンスの事例紹介を行い、計画どおり四半期ごとにコンプライアンス・ミーティングを実施した。なお、推進本部はフォローアップを徹底し、すべての所属が実施した。</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1四半期 「倫理・服務(利害関係者)」 第2四半期 「倫理・服務(贈与関係)」 第3四半期 「標的型メール」 第4四半期 「入札談合関与行為」 	<p>年間4回の事例について、すべての課・室へ実施のフォローアップを徹底し、全所属でコンプライアンスミーティングを計画どおり実施した。</p>

推 進 計 画	実 施 状 況	実施状況の評価
<p>(2)発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底</p> <p>①発注者綱紀保持規程の周知徹底</p> <p>発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応接に係るルールについて、各種講習会等(新規採用職員及び転入者に対するガイダンス・講習会など)において、引き続き職員周知を行う。</p> <p>また、発注者綱紀保持規程の内容を理解し、遵守意識の徹底を図るため、発注者綱紀保持に関するセルフチェックを実施するとともに、eラーニングの導入を検討する。</p> <p>②公務員倫理の周知徹底</p> <p>国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる研修や講習会及び倫理週間の機会を通じて、職員周知を行う。</p> <p>また、全職員を対象にサービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。</p>	<p>●各種講習会において、発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルールについて説明し、計画どおり実施した。</p> <p>・平成27年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンス(4月28日実施(つくば庁舎)、4月17日実施(横須賀庁舎))</p> <p>・入札談合関与行為に関する動画DVDの視聴</p> <p>・発注者綱紀保持に係るセルフチェック(eラーニングシステム)のシステム調整を行っており、実施について引き続き検討する。</p> <p>●各種講習会や国家公務員倫理週間において職員周知を図るなど計画どおり実施した。</p> <p>・非常勤職員講習会(4月10日実施(つくば庁舎)・20日実施(横須賀庁舎))</p> <p>・国家公務員倫理週間(12月1日～7日) ポスター掲示、パンフレット配布、会議・イントラ・メールによる周知 「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」(動画DVD)の視聴 新たな階層者(幹部、課長補佐級、一般)の自習研修</p> <p>・全職員を対象にセルフチェックを実施</p>	<p>新規採用職員及び部外研究員、異動職員等に対して、コンプライアンスに係るカリキュラムを設けた講習会や国家公務員倫理週間において職員周知を計画どおり実施した。</p>
<p>(3)入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底</p> <p>①入札・契約手続きの見直し</p> <p>技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで情報漏洩の防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。</p> <p>国総研の主たる契約であるコンサルタント契約については、地方整備局の動向も踏まえ、国総研として不正防止などの検討を継続して改善を進める。</p>	<p>●情報漏洩の防止や不公平な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名のマスキングを徹底し、入札・契約手続運営委員会等において、計画どおり実施した。</p> <p>なお、入札・契約手続きの不正防止については、国土交通省全体の方針に従って的確に実施してきており、その中で発注業務の競争性を高めるための、所内ワーキンググループ等により1者応募を減らすための検討・取組を実施しているところ。</p>	<p>入札・契約手続きにおける情報漏洩等の防止の徹底を計画どおり実施した。</p>
<p>②情報管理の徹底</p> <p>入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化の実施について継続して検討を進める。</p> <p>また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。</p>	<p>●機密情報の管理方法として、設計・積算等における情報管理のルール化について、見直し案を取りまとめた。</p> <p>●情報管理の徹底を図るため、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、全て回収し担当部署で廃棄するなど、計画どおり実施した。</p>	<p>入札・契約手続運営委員会等における審査資料の情報管理を計画どおり実施した。</p>

推 進 計 画	実 施 状 況	実施状況の評価
<p>(4) 公的研究費等の適正な執行について</p> <p>① 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、従来は任意としていた所内説明会への出席を必須のものとする事により、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底した上で、内部監査(年1回)を実施し、適正な執行を図る。</p> <p>② 委託研究費についても、不正防止のための検討を進め、適正な執行(支出)を図る。</p>	<p>● 公的研究費の使用に関する研究者への説明及び内部監査を以下のとおり計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費の採択・交付を受けた全ての研究者に対する説明会を実施し、適正な執行について徹底した。(7月29日実施(つくば庁舎)、8月21日、28日実施(横須賀庁舎)) ・ 内部監査を計画どおり実施し、適切に執行していることを確認した。(11月25日、30日実施(つくば庁舎)、12月17日、22日、25日実施(横須賀庁舎)) <p>● 個々の委託研究の契約・承認手続きプロセスにおいて、不適正な予算執行予定がないかの確認を実施した。また、完了検査において、不適正な執行がなかったか、受払報告書により確認した結果、不適正な事案は確認されなかった。</p>	<p>研究者に対する説明会及び内部監査を計画どおり実施した。</p> <p>また、委託研究費の執行確認を行い、不適切な事案は確認されなかった。</p>
<p>(5) システム情報管理の徹底</p> <p>情報システムについてセキュリティ対策の確実な実施を行うとともに、職員におけるコンプライアンスを含めた情報セキュリティポリシーの確保に向けた講習会及び標的型メール攻撃に対する訓練等を実施する。また、情報の誤送信事案等に係る注意喚起・対策等の周知徹底を図る。</p>	<p>● 情報システムのセキュリティ対策を確実にするため、以下のとおり計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティポリシーに関する講習会を実施した。(4月10日、28日実施(つくば庁舎)) ・ 日本年金機構へのサイバー攻撃事案を受けて、情報管理の徹底について幹部会議にて周知を図った。(6月2日実施) また、情報セキュリティ対策委員会を開催し、最近のセキュリティ事案に関する情報共有を行った。(3月7日実施) なお、横須賀庁舎においてはサイバーセキュリティ講習会を実施した。(8月27日～28日実施) ・ 標的型メール攻撃に対する訓練を実施した。(7月、10月、3月の計3回実施) ・ 標的型メール攻撃の事例紹介を行い、各課室においてコンプライアンスミーティングを実施した。(第3四半期実施) ・ 情報の誤送信に係る注意喚起・対策も含め、情報の取扱について会議の場等を活用し、周知を図った。 ・ 情報セキュリティ対策自己点検を実施した。(1月実施) 	<p>情報システムについてのセキュリティ対策として、講習会の実施、標的型メール攻撃に対する訓練、情報管理に係る周知徹底を計画どおり実施した。</p>

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>(6) 報告制度の周知・徹底</p> <p>発注者綱紀保持規程等に規定する報告制度が不正行為の未然防止や深刻化の回避となり国民の信頼を確保することになることから、職員に報告制度の周知・徹底を図り、職員がひとりで問題を抱え込まないような環境作りに努めるものとする。</p> <p>① 不当な働きかけ等に対する報告の徹底</p> <p>事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合において、速やかに所属長等及び発注者綱紀保持事務担当者に報告すること等のルールについて、職員の理解を深めるよう取組を実施する。</p> <p>② 外部窓口の周知・徹底</p> <p>コンプライアンスに関する外部窓口について、外部窓口設置の趣旨が活かされるよう職員に周知を行う。</p>	<p>● 講習会等において制度の周知徹底を図り、計画どおり実施した。</p> <p>・ 新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスにおいて周知徹底を図った。(4月28日実施(つくば庁舎)、17日実施(横須賀庁舎))</p> <p>・ 所内広報紙「職員国総研」において周知した。(12月号、No177)</p> <p>・ 所内全体会議におけるコンプライアンスについての説明の中で、①②の内容説明を重点的に行い、報告ルール等の周知・徹底を図った。(4月17日実施(横須賀庁舎))</p> <p>・ 所内コンプライアンス講習会にて周知・徹底を図った。(2月3日、9日実施(つくば庁舎、)1月26日実施(横須賀庁舎))</p>	<p>発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルに抵触する事実や不当な働きかけの報告フロー改訂に係る周知徹底を計画どおり実施した。</p>
<p>(7) 推進計画の実施状況のとりまとめ・報告</p> <p>推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況をとりまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は国土技術政策総合研究所HPに掲載して行うものとする。</p>	<p>● 平成27年度コンプライアンス報告書は、推進本部及びアドバイザー委員会へ提示・了承を得て国総研ホームページに掲載し公表。</p> <p>● 平成28年度コンプライアンス推進計画は、4月1日付で作成し公表。</p>	<p>推進本部、アドバイザー委員会の了承を得て、国総研のHPにおいて公表した。</p>

■ **アドバイザー委員からの意見等**

平成27年度の実施状況報告書において内容に問題はなく、コンプライアンスの取組は着実に進んでいると考える。
 なお、新たな事態への対応や現在の取組に穴がないのかを常にチェックしていただきたい。